

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成25年8月8日
【事業年度】	第44期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）
【会社名】	メック株式会社
【英訳名】	M E C C O M P A N Y L T D .
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 前田 和夫
【本店の所在の場所】	兵庫県尼崎市東初島町1番地 同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は最寄りの連絡場所で行っております。
【電話番号】	06(6414)3451(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 北村 伸二
【最寄りの連絡場所】	兵庫県尼崎市昭和通三丁目95番地 本社事務所
【電話番号】	06(6414)3451(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員管理本部長 北村 伸二
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年6月24日に提出いたしました第44期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

社外取締役および社外監査役

当社は、経営の透明性と客観性向上に資するため、取締役5名のうち1名を社外取締役、監査役3名全員を社外監査役としてそれぞれ招聘しております。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針を下記のとおり定めており、現任の社外取締役および社外監査役は、同基準に該当しておらず、独立性を有しております。また、当社は社外取締役および社外監査役の役員兼任ルールとして、当社以外で業務執行をしている場合は3社、業務執行をしていない場合は5社以内とし、社外取締役の取締役会の出席率ならびに社外監査役の取締役会もしくは監査役会への出席率を75%以上としております。

独立性がない場合の判断基準

- a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。
- b 主要な借入先もしくはメインバンクにおいて、勤務経験がある。
- c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。
- d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。
- e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。
- f aからeの該当期間は、現時点から遡り原則3年以内とするが重要な業務執行者や多額の報酬を得ていた場合は5年以内とする。
- g 次のイからハまでのいずれかに掲げる者の近親者である。
 - イ aからfまでに掲げる者
 - ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や従業員
- ハ ロの該当期間は現時点から遡り原則3年以内とするが重要な業務執行者の場合は5年以内とする。

なお、社外取締役、社外監査役ともに、中立的な立場で取締役会を監督しております。

(訂正後)

社外取締役および社外監査役

当社は、経営の透明性と客観性向上に資するため、取締役5名のうち1名を社外取締役、監査役3名全員を社外監査役としてそれぞれ招聘しております。

社外取締役 佐竹隆幸氏は、大学教授として培われた専門的な知識と経験を有しており、当社の経営に対し、適切な監督と助言をいただけたと考えております。同氏は、過去に会社の経営に直接関与された経験はありませんが、経営研究科の教授であることや様々な委員会への招聘実績もあることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと考えております。

社外監査役 前田勝廣、松山英明の両氏は、他社経営者として豊富な経験と優れた見識を、田中明子氏は、税理士として培われた専門的な知識と経験を有しており、これらを当社の監査に活かしていただけたと考えております。

また、社外取締役および社外監査役と当社との間に特別の利害関係はなく、中立的な立場で取締役会を監督しております。

当社は、社外取締役または社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準または方針を下記のとおり定めており、現任の社外取締役および社外監査役は、同基準に該当しておらず、独立性を有しております。また、当社は社外取締役および社外監査役の役員兼任ルールとして、当社以外で業務執行をしている場合は3社、業務執行をしていない場合は5社以内とし、社外取締役の取締役会の出席率ならびに社外監査役の取締役会もしくは監査役会への出席率を75%以上としております。

独立性がない場合の判断基準

- a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤務経験がある。
- b 主要な借入先もしくはメインバンクにおいて、勤務経験がある。
- c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。
- d 当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。
- e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬を得ている実績がある。
- f aからeの該当期間は、現時点から遡り原則3年以内とするが重要な業務執行者や多額の報酬を得ていた場合は5年以内とする。
- g 次のイからハまでのいずれかに掲げる者の近親者である。
 - イ aからfまでに掲げる者
 - ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や従業員
- ハ ロの該当期間は現時点から遡り原則3年以内とするが重要な業務執行者の場合は5年以内とする。

以上により、当社の社外役員4氏は、当社との特別の利害関係が無く、独立した立場から公正かつ客観的に職務を遂行いただけるものと考えており、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。